規則九―一二六
規則九―一二七
規則九―一二八

（平成二十四年三月一日施行）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―一二八（平成二十三年四月一日における号俸の調整）の項を削る。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―一二八（平成二十三年四月一日における号俸の調整）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年二月二十九日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一―二三

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万七千円」を「二万六千九百円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年二月二十九日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―六―七三

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の行政職俸給表㈠の表中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に、「16,000円」を「15,900円」に改め、別表第二の専門行政職俸給表の表中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に、「16,000円」を「15,900円」に改め、別表第二の公安職俸給表㈡の表中「14,400円」を「14,300円」に、「16,000円」を「15,900円」に改め、別表第二の教育職俸給表㈠の表中「15,100円」を「15,000円」に、「16,400円」を「16,300円」に改め、別表第二の研究職俸給表の表中「16,000円」を「15,900円」に改め、別表第二の福祉職俸給表の表中「12,100円」を「12,000円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年二月二十九日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―八―七五

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職俸給表㈠昇格時号俸対応表中

58	57
58	58
58	
58	
59	
59	
59	
59	
60	
60	

を

に改める。

別表第七の行政職俸給表㈡昇格時号俸対応表中

39	33
39	34
39	34
39	34
40	35
	35
	35
	35
	36
	36

を

に改める。

別表第七の公安職俸給表㈠昇格時号俸対応表中

90	90
91	91
91	92
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98

に、

106	105
106	106
107	106
107	106
108	107
108	107
109	
109	
110	
110	
110	
111	
111	

を

に改める。

別表第七の公安職俸給表㈡昇格時号俸対応表中

107	89
108	90
108	
108	
109	
109	
110	
110	

に改める。

別表第七の教育職俸給表㈠昇格時号俸対応表中

50	49
50	50
50	50
50	50
51	50
51	51
51	51
51	51
51	51
52	51
52	52
52	52
52	52
52	52
53	52
53	53

を

に改める。

別表第七の教育職俸給表㈡昇格時号俸対応表中

54	53
54	54
54	54
54	54
54	54
55	55
55	55
55	55
55	55
56	56
56	56
56	57
57	57
57	57
57	57
58	58
58	58
58	58
58	59
59	59
59	59
59	60

を

に改める。

別表第七の教育職俸給表㈢昇格時号俸対応表中

55	54
55	54
55	55
55	55
55	55
56	55
56	56
56	56
56	56
56	56
56	57
57	57
57	57
57	57
57	57
58	58
58	58
58	58
58	58
59	59
59	59
59	59
59	60
59	60
60	60
60	60
60	60
60	60
61	61
61	61
62	62

を

に改める。

別表第七の研究職俸給表の表中

57	53
57	54
57	54
58	54
58	54
58	54
58	54
59	54
59	54
59	54
59	54
60	54
61	54
61	54
61	54
62	54
62	
62	
63	
63	

を

に改める。

別表第七の福祉職俸給表の表中

55	54
55	55
55	55
55	55
55	55
56	55
56	56
56	56
56	56
56	56
56	57
57	57
57	57
57	57
57	57
58	58
58	58
58	58
58	58
59	59
59	59
59	59
59	60
59	60
60	60
60	60
60	60
60	60
61	61
61	61
62	62

を

に改める。